

四日市市告示第311号

四日市市茶産地強化育成促進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市茶産地強化育成促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、燃油価格高騰の長期化や肥料等の各種資材の高騰に加え、茶葉需要の減少などによって茶業が厳しい経営環境に置かれていることを踏まえ、高収益構造の産地形成による地域農業の維持・発展を目的として、茶の収量増加等に繋がる改植や、茶以外の高収益作物への転換を行う農家等に対し、必要な経費の一部を予算の範囲内で補助することについて、四日市市補助金等交付規則(昭和57年四日市市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内で茶を栽培する農業者
- (2) 次のすべての要件を満たす市内に所在する農業者が組織する団体
 - ア 茶を栽培していること。
 - イ 代表者の定めがあること。
 - ウ 組織及び運営に関する規約が定められていること。
 - エ 経理が一元化され、又は組織の口座を設けていること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認めた者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)及び補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表のとおりとする。ただし、他の公的な補助金を受けていないものに限る。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内の額とし、1件の申請につき300千円を上限とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ四日市市茶産地強化育成促進事業費補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、別表に掲げる補助対象事業それぞれについて、1申請者につき、1年度1回限りとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、必要に応じて調査等を行い、適当と認めるときは交付を決定し、四日市市茶産地強化育成促進事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を行う場合において、本要綱の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

3 第1項の規定による交付決定の有効期間は、交付決定の日からその日の属する年度の3月末日までとする。

（計画の変更）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容、経費の配分その他の事項の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに市長に四日市市茶産地強化育成促進事業計画変更承認申請書（第3号様式）を提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費全体及び各費目における20パーセント以内の変更をいう。

3 市長は、第1項の規定による計画変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、前条第1項の規定による決定を変更することができる。

（変更決定通知）

第8条 市長は、前条第3項の規定により当該補助金の交付の変更を承認したときは、四日市市茶産地強化育成促進事業費補助金変更決定通知書（第4号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに四日市市茶産地強化育成促進事業費補助金実績報告書（第5号様式。以下「実績報告書」という。）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（額の確定及び交付）

第10条 市長は、実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、四日市市茶産地強化育成促進事業費補助金交付額確定通知書（第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、請求書（第7号様式）により、市長に補助金を請求するものとする。

3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱又は補助金の交付の決定をするに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。

(2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。

(4) 補助事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。

(5) その他補助金の使用が不相当と認めるとき。

（補助金の返還）

第12条 市長は補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(書類の整備)

第13条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間、保管しておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第14条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該財産がその耐用年数(減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数をいう。)を経過した場合は、この限りでない。

(補助金の評価)

第15条 市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めるときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(商工農水部農水振興課)

別表

補助対象事業	補助対象経費
茶の改植事業	抜根整地費（自力で抜根した場合を除く）、苗木購入経費、肥料・土壌改良剤の購入経費、その他改植に要する経費
茶から茶以外の高収益作物への改植事業	抜根整地費（自力で抜根した場合を除く）、苗木購入経費、栽培に要する資材の購入経費、肥料・土壌改良剤の購入経費、その他改植に要する経費

年 月 日

四日市市長

申請者
住所
名称
代表者

年度四日市市茶産地強化育成促進事業費補助金交付申請書

年度において、四日市市茶産地強化育成促進事業を実施したいので、四日市市茶産地強化育成促進事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 円

2. 添付書類

（1）事業計画書

（2）収支予算書

（3）その他

事業計画書

1. 事業の目的	
2. 事業の内容	
(1) 改植する品種、品目、面積	
(2) 改植する品種、品目の特徴	
(3) 改植対象茶園の地番、面積	
3. 事業完了予定年月日 年 月 日	
4. 添付書類 (1) 補助対象事業となる経費の見積書2者以上（写しでも可） (2) 農業生産組織等の場合は規約等 (3) 事業対象となる茶園の写真 (4) その他市長が必要と認める書類	

収 支 予 算 書

1 収入の部

科 目	金 額	摘 要
市補助金	円	
その他収入額	円	
自己負担金	円	
計	円	

2 支出の部

科 目	金 額	摘 要
	円	
計	円	

(注) 収支の計が同額となっているかを確認してください
補助対象経費のみ記入してください

第 号

住所
名称
代表者 様

四日市市茶産地強化育成促進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度四日市市茶産地強化育成促進事業費補助金については、四日市市茶産地強化育成促進事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長 印

記

1. 補助金の額 金 円
2. 補助金の対象となる事業
3. 補助金の交付条件
 - (1) 補助金に関する法令、規則及び交付要綱に定めるところの条件に従わなければならない。
 - (2) 事業の変更又は、事業の遂行が困難なときは、速やかに報告すること。
 - (3) この補助金に係る帳簿及び証拠書類を補助事業終了の年次の次の年度から5か年整理保存しなければならない。
 - (4) 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命じることがある。
 - (5) この補助事業に係る一切のことについて、市が監査を行うことがある。

年 月 日

四日市市長

申請者
住所
名称
代表者

四日市市茶産地強化育成促進事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号 で交付決定通知のあった事業について、下記のとおり計画を変更したいので、四日市市茶産地強化育成促進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき承認されたく申請します。

記

1. 補助金変更申請額 金 円

2. 変更の理由

3. 変更の内容

第 号

住所
名称
代表者 様

四日市市茶産地強化育成促進事業費補助金変更決定通知書

年 月 日付で申請のあった四日市市茶産地強化育成促進事業の計画変更を承認したので、四日市市茶産地強化育成促進事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、補助金の交付決定を下記のとおり変更します。

年 月 日

四日市市長 印

記

1. 変更決定額 金 円
2. 計画変更の内容
3. 補助金の交付条件
 - (1) 補助金に関する法令、規則及び交付要綱に定めるところの条件に従わなければならない。
 - (2) 事業の変更又は、事業の遂行が困難なときは、速やかに報告すること。
 - (3) この補助金に係る帳簿及び証拠書類を補助事業終了の年次の次の年度から5か年整理保存しなければならない。
 - (4) 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命じることがある。
 - (5) この補助事業に係る一切のことについて、市が監査を行うことがある。

年 月 日

四日市市長

申請者
住所
名称
代表者

年度四日市市茶産地強化育成促進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号 で交付決定のあった 年度四日市市茶産地強化育成促進事業を完了（廃止・中止）したので、四日市市茶産地強化育成促進事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金交付決定額 金 円

2. 添付書類

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他

事業報告書

1. 事業の内容

2. 事業の成果

3. 事業完了年月日 年 月 日

4. 添付書類

- (1) 領収書等の支出が確認できる書類（写しでも可）
- (2) 事業実施後の状況写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

収 支 決 算 書

1 収入の部

科 目	決算額	予算額	摘 要
市補助金	円	円	
その他収入額	円	円	
自己負担金	円	円	
計	円	円	

2 支出の部

科 目	決算額	予算額	摘 要
	円	円	
計	円	円	

(注) 収支の計が同額となっているかを確認してください
補助対象経費のみ記入してください

第 号

住所
名称
代表者 様

四日市市茶産地強化育成促進事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで提出のあった 年度四日市市茶産地強化育成促進事業費補助金実績報告書については、四日市市茶産地強化育成促進事業費補助金交付要綱第10第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

年 月 日

四日市市長 印

記

1. 補助金の確定額 金 円

2. 補助金の対象事業

年 月 日

請 求 書

四日市市長

住所
名称
※代表者

下記の金額を請求いたします。

金 _____ 円

但し、 年度四日市市茶産地強化育成促進事業費補助金

※申請者の記載にあたっては、署名（法人その他の団体にあたっては、代表者の署名）又は記名押印を
すること。